

令和6年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年6月6日（木）午後1時30分から午後2時45分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会 委	長 員	2 2番	水柿 関口	重壽 均
		1番	高島	敏男
		2番	永井	尚子
		3番	岩渕	進
		4番	坂入	進
		5番	齊藤	秀樹
		6番	赤城	美子
		7番	齊藤	一弥
		8番	中澤	保
		9番	栗島	菊雄
		10番	須藤	栄一
		11番	竹内	紀男
		12番	國府田	喜久男
		13番	高橋	修
		14番	栗島	和子
		15番	稻見	くに子
		16番	寺内	美雄
		17番	秋山	員宏
		18番	宮山	繁治
		19番	大林	富子
		20番	瀬端	洋
		21番	新井	英雄
		24番		

4、欠席委員 23番 蓮沼 俊男

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 18 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 19 号	農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 22 号	現況確認証明（非農地証明）について

4、報告

報告第 9 号	農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について
報告第 10 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 11 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 12 号	農地法第 5 条の制限除外について
報告第 13 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、板橋主任、廣瀬主任、長津主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、6番・齊藤秀樹委員と8番・齊藤一弥委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

議事に入る前に、前回の第2回定例総会において齊藤一弥委員から質問がありました、議案第15号 令和6年度最適化活動の目標の設定における、耕地面積、畑の内訳欄の記載について事務局より説明がございます。

早瀬局長

はい。中澤課長より説明させます。

中澤課長

それではご説明させていただきます。

第2回農業委員会定例総会議案第15号令和6年度最適化活動の目標の設定において、齊藤一弥委員から最適化活動の目標の設定等の耕地面積欄の、畑の明細、果樹地等の記載がないというご指摘がありました件につきまして、今後の対応等についてご説明させていただきます。

農地台帳システムを確認したところ、果樹地等入力項目はございます。まずは、データの取集等が必要でございます。データを保有していると思われる関係課に情報の提供等をお願いし、提供データをシステムに入力し、台帳管理に取り組んでまいりたいと存じます。入力作業につきましては相当の時間がかかると予想しておりますが、この入力データを活用しまして、以後、令和7年度最適化活動の目標の設定時には、畑の耕地面積欄に果樹地等面積を記載できるよう努めてまいります。

以上でございます。

齊藤一弥
委員

はい。ありがとうございます。

やっぱり、筑西市はですね、赤梨の一大産地なんですね。

ですから、樹園地の面積ぐらいは把握しておいた方が、時間はかかっても、後々、よろしいかなと思って。

時間かかっても結構ですんで、よろしくお願いします。

議長

はい。わかりました。

じゃあちょっと暫時休憩。

午後 1 時 4 1 分

午後 1 時 4 5 分

議 長

それでは、会議を再開いたします。

次に、日程第 3 議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。それでは廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可について、令和 6 年 6 月 6 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番から 5 番は保留となります。

続いて、番号：6 番、権利：賃貸借権、所在：舟生字上宿、登記簿地目：畠、現況地目：畠、面積：3,089 m²、譲渡人又は貸主：筑西市舟生、譲受人又は借主：筑西市舟生、経営面積、渡人：44,720.39 m²、受人：0 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

7 番、所有権移転有償、伊讚美字東寺野、宅地、田、601.65 m²、筑西市神分、筑西市伊讚美、6,788.65 m²、63,047 m²、2、2。

8 番、所有権移転無償、折本字中山、畠、畠、337 m²、東京都練馬区旭丘、筑西市折本、337 m²、7,229 m²、2、2。

次のページをお願いします。

9 番、所有権移転有償、上平塚字堀角、畠、畠、2,672 m²、筑西市西山田、筑西市玉戸、16,998 m²、47,449.64 m²、1、1。

10 番、所有権移転無償、折本字金井、田、田、1,986 m²、埼玉県新座市片山三丁目、筑西市折本、1,986 m²、161 m²、2、1。

11 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、畠、畠、991 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,982 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、8,897 m²、105,658 m²、4、4。

12 番、所有権移転無償、玉戸字山ヶ島、畠、畠、1,152 m²、筑西市玉戸、筑西市玉戸、10,713 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いします。

13 番、所有権移転有償、下野殿字西原、畠、畠、793 m²、古河市中田、下妻市鬼怒、5,402 m²、0 m²、2、2。

14 番、所有権移転無償、伊讚美字上寺野、田、田、991 m²、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、30,226 m²、0 m²、2、2。

15番、所有権移転有償、神分字南田、田、田、3,588 m²、外1筆、合計2筆、
合計面積 6,187 m²、筑西市神分、筑西市神分、6,788.65 m²、1,914 m²、3、3。

16番、所有権移転無償、上川中子字北ノ内、山林、畑、988 m²、外17筆、
合計18筆、合計面積 30,450 m²、筑西市上川中子、埼玉県川口市元郷、1,916
m²、0 m²、2、2。

次のページをお願いします。

番号17番から21番は保留となります。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号6番から調査委員の報告をお願いいたします。

竹内紀男
委員

12番竹内です。

6番について報告いたします。

5月27日に書類審査及び現地確認をいたしました。

受人と渡人の方もそれぞれ電話連絡をしたところ、申請どおり間違いないと
いうことでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議を
お願いいいたします。

議 長

はい。7番お願いします。

瀬端 洋
委員

21番瀬端がご報告申し上げます。

7番とですね、9番と14番についてご報告申し上げます。

まず最初に7番。

去る5月27日にですね、書類審査を行いました。

書類には不備はありませんでした。

後日、渡人と受人に電話しまして、確認をいたしました。

受人は地域では篤農家でありまして、田んぼを増やしているということで、
購入したということでございました。

9番の案件につきましては、國府田さんの案件であったんですが、ちょっと
遅れるということで私の方でご報告申し上げます。

書類には、これも不備はありませんということでありました。

それで、渡人・受人に國府田さんの方で電話をして確認をしたところ、渡人
はですね、旦那さんが亡くなりまして、畑を耕作することができないというお話を
されたということでございます。

どなたか買ってくれる方もいればということでいたところですね、受人の
話がございまして、受人の方で購入したということでございます。

それからですね、最後に14番。

これはですね、書類に、やはりこれも不備はありませんでした。

後日ですね、渡人と受人に電話しまして確認しましたところ、渡人はですね、受人の奥さんのお兄さんだということで、贈与という形で土地をいただきましたという話でございました。

以上の方ことから書類にも不備もなく、間違いないということでございましたので、許可相当かと思われますけども、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

議 長

はい。8番お願いします

大林富子
委員

20番大林です。

3条の8番と10番について、報告いたします。

先月27日に書類審査を行い、後日、受人・渡人それぞれに電話にて確認しました。

まず8番についてですが、受人の父親と話をしました。受人の父親と渡人は兄弟であって、渡人は遠方に住んでいるため、受人の父親が管理していた畠を、今回、息子に贈与するという形で所有権移転という契約に至ったとのことでして、内容に間違いないとのことでした。

渡人も、内容に間違いないとのことでした。

次に、10番についてですが、受人と渡人の関係は、叔父・甥の関係にあります、渡人が遠方にいるために、受人が管理していましたが、今回贈与という形で、所有権移転の契約に至ったということで、内容に間違いないとのことでした。

渡人とは、時間を変えて何度も連絡をとりましたが、話中のため電話に出ていただけませんでした。

受人の話では、渡人はだいぶ仕事が忙しいようだとのことでした。

8番、10番とも書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

議 長

はい。11番お願いします。

稻見
くに子
委員

16番稻見です。

11番について報告いたします。

5月28日、書類審査を行い、後日受人・渡人に電話確認を行いました。

この土地は以前より受人が耕作していたもので、渡人が高齢となり、受人に買って欲しいとのことです。

書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長	はい。12番お願ひします。
高橋修委員	<p>14番高橋です。</p> <p>12番と15番を報告させていただきます。</p> <p>まず、12番についてでございますけども、受人・渡人の方にそれぞれ電話連絡しましたところ、申請書のとおり間違いないということで、兄から弟への贈与とのことでありますて、畑の一部を、道路からの出入口として採石が敷かれてありましたけども、5月中には土に戻すとのことで、そのため、現地を確認しましたところ、間違いなく処理済みでございました。</p> <p>また、15番についてでございますけども、やはり受人・渡人の方にそれぞれ電話連絡をしましたところ、申請書のとおり間違いないということでございました。</p> <p>受人は農業をしている後継者の息子のため、農地の売買によるものとのことでございました。</p> <p>書類の不備もなく、許可相当と判断いたします。</p> <p>この12番、15番につきまして、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。</p>
議長	13番お願ひします。
高島敏男委員	<p>2番の高島です。</p> <p>No.13の報告をいたします。</p> <p>受人は野菜作りに土地を求めたそうです。</p> <p>この土地は会社の隣の土地でして、会社の方は介護をしていて、野菜も作っているそうです。</p> <p>そういう中で野菜を作っていたら、自分でも野菜作りたくなって土地を求めたというようなことを言っていました。</p> <p>先月、書類審査をし、電話確認をしました。</p> <p>書類にも不備がなく、許可相当と思われます。</p> <p>さらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい。16番お願ひします。
関口均委員	<p>はい。1番関口です。</p> <p>16番について発表いたします。</p> <p>先月27日に書類審査をし、後日受人に電話しました。</p> <p>受人の話では、渡人は親で、受人は長男ということで、親から子への生前贈与ということです。</p> <p>ちなみに渡人にも電話をしましたが、受人に繋がっていて電話は持っていないということでした。</p> <p>受人には提出された書類に、間違いのないことを確認いたしました。</p>

	よって、当案件は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願ひします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第18号 受付番号6番から16番を採決いたします。 議案第18号 受付番号6番から16番を原案どおり許可することに、賛成の委員は举手を願います。
	(举手全員)
	举手全員。よって議案第18号 受付番号6番から16番は原案どおり許可することに、決しました。
	次に、議案第19号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
	それでは、議案について、事務局より説明願います。
早瀬局長	板橋主任の方から説明させます。
板橋主任	はい。それでは説明いたします。議案書8ページをお願いいたします。 議案第19号、農地法第4条の規定による許可について、令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。
	番号1番については申請に不備があったため令和6年度第1回、第2回総会において審議保留となっていましたが、令和6年5月9日付で申請者より取り下げ願いが提出されております。 以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 議案第19号は全件取り下げとなっておりますので、調査委員の報告はございません。 ご質疑がありましたらお願ひします。

委 員	「異議なし」
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第19号 受付番号1番を採決いたします。</p> <p>議案第19号 受付番号1番を原案どおり取り下げとすることに、賛成の委員は挙手を願います。</p>
	(挙手全員)
	挙手全員。よって議案第19号 受付番号1番は取り下げとすることに決しました。
	次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
	それでは、議案について、事務局より説明願います。
早瀬局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	<p>はい。では説明いたします。議案書10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。</p> <p>次のページをお願いします。</p>
	番号1番、権利：使用貸借権、所在：藤ヶ谷字藤野、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：499 m ² 、譲渡人又は貸主：筑西市藤ヶ谷、譲受人又は借主：筑西市西方外1名、転用事由：自己住宅。
	申請地は、関城体育館の北西側約400m、県道筑西三和線の南側約2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。
	申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、結婚し手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。
	2番、所有権移転有償、蓮沼字北原、畑、畑、1,481 m ² 、外1筆、合計2筆、合計面積1,981 m ² 、桜川市犬田、筑西市門井、資材置場。
	申請地は、国道50号線の南側約100m、市立協和中学校の西側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。
	申請者は、申請地付近で中古タイヤ販売業を営む法人です。今般、事業所用地の一部が国道の拡幅用地にかかることとなつたため、新たに資材置場を確保すべく申請するものです。
	3番、所有権移転有償、下平塚字向原、畑、畑、474 m ² 、外1筆、合計2筆、

合計面積 483.15 m²、千葉県柏市永楽台、外 2 名、埼玉県白岡市篠津、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の北側約 350m、下館体育館の南東側約 1.3 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になつたことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

4 番、所有権移転無償、谷永島字十軒、畑、畑、490 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 495.18 m²、筑西市谷永島、筑西市谷永島、自己住宅。

申請地は、協和特別支援学校の東側約 400m、JR 水戸線新治駅の南側約 1.8 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になつたことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

5 番、所有権移転有償、西方字新畑、畑、畑、87 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,000 m²、筑西市西方、外 3 名、東京都渋谷区恵比寿南、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北東約 450m、国道 294 号線西側約 1.2 km に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

6 番、所有権移転有償、嘉家佐和字川神馬、田、田、553 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積：1,789 m²、筑西市嘉家佐和、外 1 名、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の西側約 320m、県道谷和原筑西線の東側約 620m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

7 番、所有権移転有償、嘉家佐和字川神馬、畑、畑、647 m²、下妻市高道祖、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の西側約 320m、県道谷和原筑西線の東側約 620m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

8番、所有権移転無償、川連字本須、畠、畠、190 m²、筑西市川連、筑西市榎生一丁目、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約 690m、市立嘉田生崎小学校の東側約 830m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、結婚し手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

9番、賃貸借権、藤ヶ谷字谷中、畠、畠、36 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 416 m²、筑西市井上、筑西市藤ヶ谷、資材置場。

申請地は、市立関城東小学校の西側約 700m、市立関城中学校の東側約 650m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で建築業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、畠、畠、36 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 412 m²、筑西市井上、筑西市木戸、自己住宅。

申請地は、市立関城東小学校の西側約 700m、市立関城中学校の東側約 650m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在実家にて生活しておりますが、新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

11番、賃貸借権、上野字南前、田、田、6,657 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 13,114 m²、筑西市関本下、外 1 名、結城市大字芳賀崎、一時転用、砂利採取・表土置場、令和 6 年 7 月 25 日から令和 7 年 7 月 24 日まで。

申請地は、市立関城西小学校の南側約 2.2 km、県道結城下妻線の西側約 1.4 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、市外の拠点を置き砂利採取業を営む法人です。今般、申請地に埋蔵されている骨材原石を採取する計画をし申請するものです。

12番、所有権移転無償、伊讚美字中原、田、田、499 m²、筑西市伊讚美、筑西市女方、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の南側約 150m、JR 水戸線玉戸駅の北側約 700m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子が生まれ手狭となつたことから新たに自己住宅を新築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

13番、使用貸借権、二木成字鎌田、畠、畠、415m²、筑西市二木成、筑西市稻野辺、自己住宅。

申請地は、国道294号線東側約500m、筑西合同庁舎の南側約400mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

14番は保留となります。

以上です。

(13番議席 國府田喜久男委員 出席)

午後2時10分

議長

はい。只今、13番議席國府田委員が出席となりました。

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

はい。8番の齊藤です。

5月の27日に関城支所におきまして、書類審査、そして現地調査を行いました。

この1番の案件ですが、親から子への使用貸借で、自己住宅を建設するという案件です。

許可相当なんですが、渡人に違反転用の場所がありまして、今までの筑西市の農業委員会の行政指導では、渡人に違反転用があった場合は許可しない、ということが前例としてありました。

条件付きなんですが、議案の22号で、現況確認証明がその違反転用してあるところの申請が出てきております。

現況確認証明が、皆さんの賛成により許可相当となりました、という条件付で許可相当と、関城地区の委員さんと推進委員の方々で全員一致しました。

現況確認証明が、その後、議案として出て参りますのでその案件も両方兼ねまして、皆様のご判断をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

2番お願いします

岩渕進
委員

4番の岩渕です。

第5条の2番の案件を報告します。

先月28日、書類審査と現地確認を行いました。

後日、渡人・受人双方に、電話で申請内容の確認を行いました。

受人はタイヤショップを経営しており、資材置き場が手狭になり、土地を探していたそうです。

渡人は、遠方で農地を耕作することが難しくなり、今回の契約になったそう

	です。
	書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。
	以上です。
議長	3番お願いします。
國府田喜久男委員	1 3番國府田です。 遅れて申し訳ございませんでした。 5月27日、書類審査の後、現地確認、そのあと、電話で確認いたしました。 それで、土地を持っている方、渡人は千葉にお住まいで、遺産相続で3人で共同で持っているそうです。 それで、受人の方は、出身がこの下平塚で、奥さんの出身が。 それで、こちらに戻って家を建てたいということで、申請したそうです。 それで千葉県の方なんですが、やはり今、いろんな詐欺事件が多いので、最初はなかなか出なかつたんです。1人の方は。 2人の方は出たんですが、1人の方はどうとう出ませんでした。 ですから電話連絡のことも、これからちょっとこの詐欺事件のことがありますので、ちょっと困難になるかなあとは思っております。 3人とも問題ないと。兄弟の人に聞きましたので、問題ないと。 受人の方も、実家に近いところに土地を求めて建てるということなので、許可相当と思われます。 皆さんさらなるご審議をお願いしたいと思います。 以上です。
議長	4番お願いします。
稻見くに子委員	1 6番稻見です。 4番について報告します。 5月28日、書類審査及び現地確認を行いました。 受人と渡人は、親子です。 受人が、子の成長に伴い家を建てたいとのことで、親の土地をもらい家を建てるとのことです。 書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	5番お願いします。
関口均委員	1番関口です。 5番について発表いたします。 先月27日に書類審査、現地確認を行いました。

現地は太田公民館の北側で、前耕作放棄地の場所であり、周りも太陽光発電設備が建ち始めました。

後日、渡人・受人に電話で確認しようとしましたが、渡人3人のうち1人がどうしても電話にでませんでした。

ちなみに近所の人に電話で、この人は電話に出ないんだけど、どうしてるって聞いたら、電話は出ないし、訪ねて行ってもめったに出てこないという話でした。

他の2人と受人には、問題のないことを確認いたしました。

そういうわけで、他には何も問題もなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 6番お願いします。

高島敏男 2番高島です。

委員 No.6とNo.7を報告いたします。

受人の方は同じでして、本社は広島だそうです。

今回の受注は、つくば営業所の方で受注したそうです。

渡人の方は、2人ですが、地続きでありますて、活用上開けておいてももったいないなっていうことで、太陽光でも使ってくれるなら気持ちよく売買するということで売買したそうです。

先月、書類審査でも、また電話でも問題の確認をいたしましたが、何も問題ありませんでした。

許可相当と思われますが、さらなる皆様の後、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 8番お願いします。

高橋修 14番高橋です。

委員 8番について報告いたします。

去る5月27日に書類審査及び現地確認を実施しました。

受人と渡人の双方にそれぞれ電話連絡しましたところ、申請書のとおり間違いないということでございまして、渡人の祖父から受人の孫への住宅用地としての贈与であるということでございます。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなる審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 9番お願いします。

栗島菊雄 10番栗島です。

委員 9番と10番をご報告いたします。

先月の27日に書類審査及び現地確認をして、双方にどちらも確認をして参りました。

9番の受人が会社を経営し、住宅、建築、販売の経営をしています。
資材置場ということで問題ないと思います。

10番については、やはり住宅、建築、販売業をやっている受人の要望に応じて、所有権移転で家を立てるということの説明でした。

書類にも不備がないということで、問題ないと思います。
以上です。よろしくお願ひします。

議 長

1 1番お願ひします。

栗島和子
委員

1 5番栗島です。

1 1番についてご説明いたします。

先月の27日に書類審査並びに現地調査を行いました。

後日、受人の方と、渡人の方に、電話で確認しました。

受人の方は、砂利採取業を手広くやっておられる専門の業者です。

また、渡人の方にも、それぞれ申請に間違いないか確認いたしました。

書類に不備もなく、問題ないかと思われますが、さらなる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

1 2番お願ひします。

大林富子
委員

2 0番大林です

1 2番について報告いたします。

先月27日に書類審査及び現地確認調査を行いました。

現地は道路に面しており、一面ビール麦畑でした。

後日受人・渡人に電話で確認しました。

渡人と受人は親子であり、受人は、父から土地を譲ってもらい、自己住宅を建設するとの内容に間違いないとのことでした。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

1 3番お願ひします

高島敏男
委員

はい。2番の高島です。

No.13の自己住宅に対して報告いたします。

この土地は細長く、本当に細長いんですね。細長く、二つに分割して売買するような形で、その片方を受けたと。

渡人と受人は親子関係だそうです。

親の方は、細くてもうまく建てて使いなさいってことで渡したっていうよう

なことを言っていました。

受人は、現在の住まいですと狭いため新築するってことで土地を求めたとのことでした。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、さらなるご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願ひします。

委員　　「異議なし」

議長　　異議なしの声がありましたけど、いったん1番の案件については一時保留といたします。

他は、異議ないものと認め、以上質疑を終結いたします。

議案第20号 受付番号2番から10番及び12番から13番を採決いたします。

議案第20号 受付番号2番から10番及び12番から13番については、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第20号 受付番号2番から10番及び12番から13番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第20号 受付番号11番は30aを超える農地転用事案となります。

議案第20号 受付番号11番を許可相当として、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第20号 受付番号11番は、原案どおり許可相当として、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第21号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ですが、全件保留となりましたので、審議案件はございません。

次に、議案第22号 現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたしま

す。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。板橋主任の方から説明させます。

板橋主任

それでは説明いたします。議案書の20ページをお願いします。議案第22号、現況確認証明(非農地証明)について、令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番、所在：藤ヶ谷字藤野、登記簿地目：畠、現況地目：宅地、面積：986 m²、外1筆、合計2筆、合計面積：2,007 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市藤ヶ谷。

申請地は、関城体育館の北西側約400m、県道筑西三和線の南側約2kmに位置する土地です。

平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2番、小栗字辻堂、畠、宅地、357 m²、宅地、住宅敷地、大分県大分市大字猪野。

申請地は、市立小栗小学校の南側約1km、県道つくば真岡線の西側約350kmに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3番、桑山字拾參番耕地、山林、山林、313 m²、山林原野、山林、筑西市下郷谷。

申請地は、市立古里小学校の北西側約1.1km、県西総合公園の東側約600mに位置する土地です。

平成13年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

4番、下川島字西河原、畠、宅地、227 m²、宅地、整備場敷地、結城市新福寺。

申請地は、JR水戸線川島駅の西側約300m、筑西遊湯館の北西側約300mに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5番、下川島字西河原、畠、宅地、1,340 m²、宅地、整備場敷地、栃木県小山市大字中河原。

申請地は、JR水戸線川島駅の西側約300m、筑西遊湯館の北西側約300mに位置する土地です。

平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

6番、上川中子字前山、田、宅地、214m²、外1筆、合計2筆、合計面積：356m²、宅地、農家住宅敷地、筑西市上川中子。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約570m、市立嘉田生崎小学校の北東側約1kmに位置する土地です。

昭和49年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

齊藤一弥
委員

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。

はい。8番の齊藤です。

先ほど、5条の1番でご説明しました案件でございます。

5条の1番、それとですね、9ページの議案第19号で、今回取り下げ、先ほど採決しました案件なんです。

この土地はですね、以前、テニスコートとして使用しておりまして、一時は相当なメンバーがおりましてテニススクールをやっていたんですが、現地調査の段階では、テニスコートとして使用はできないというか、使われていないという土地になっておりました。唯一自家用車の駐車場に使用する程度でございました。

テニスコートとしては、転用許可は認められないとということで、現地調査のときに、この申請人の奥さんにお話していたんですが。

現在テニスコートも使われていないこの土地が、そして住宅に隣接している土地ということで、住宅の敷地として、非農地証明ということで、今回申請されたものです。

関城地区の委員さん、推進委員、全員一致で、住宅の敷地で使うのであれば、やむを得なく、現況確認証明の発行に支障がないだろうということになりました。

20年以上経過していることも踏まえ、このような判断になりましたが、皆様のご協議をよろしくお願ひいたします。

議長
秋山員宏
委員

2番お願いします。

18番秋山が報告いたします。

2番について、先月の28日に、協和地区の農業委員さん、推進員さん全員で、書類審査及び現地確認をして参りました。

書類、また現況を見ましても、20年以上経過しているということで、間違い

	<p>ありませんので許可相当かと思います。 さらなる皆様方のご審議をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	3番お願いします。
稻見くに子委員	<p>16番稻見が報告いたします 3番について報告します。 5月28日、書類審査及び現地確認を行いました。 この土地は、以前は畠でしたが、現在は大きな木とか、すすきみたいのが生えておりました。平成13年頃より山林になっていた模様です。 書類に不備もなく、非農地証明の発行は可能かと思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	4番お願いいたします。
瀬端洋委員	<p>はい。21番瀬端がご報告申し上げます。 4番と5番についてですね、ご報告申し上げます。 先月の27日に、書類審査を行いました、その後、現地確認に参りました。 書類には、不備はありませんでした。 現地は、もう20年以上耕作されてないというような状況でございました。 以上のことより、この案件は許可相当かと思われますけども、さらなる皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 以上です。</p>
議長	6番お願いします。
関口均委員	<p>はい。1番関口です。 6番について発表いたします。 先月27日に書類審査、現地確認を行いました。 現地は道路のわきにある土地で、作業小屋が建っているようで、これはもう2、30年以上過ぎていると思われます。 よって非農地証明は可能と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。</p>
宮山繁治委員	<p>19番宮山です。 質問というよりは、事務的ミスかなと思っているんですが。</p>

ちょっと聞きたいのは、先ほど齊藤委員から言っていた、藤ヶ谷の件ね。

取り下げと、非農地証明。

これで、現況地目が片方雑種地で、片方宅地だと。

これ、どっちだと。

あのやはり同じ地番ですから、同じく現況地目もしないと。

板橋主任

ちょっと説明いたします。

今回申請があった4条の1番の土地と、非農地証明の1番の土地については、台帳上は、今のところ登記は畠で台帳上は雑種地としておそらく、登録されている土地になっています。

4条としてはそのまま載せているところなんですけれども、議案22号の非農地証明については、判定地目が今回宅地という判定になりましたので、それに合わせる形で、一応表記を宅地という形に、現況地目、現在の状況ですよっていう意味で、宅地に直させていただいて、そのように記載しているところになります。

でも、元は雑種地で載っている土地にはなるんですけども、今回議案として、宅地として記載させていただいている経緯になります。

宮山繁治
委員

なるほど。

あの同じ日ですから、やはりあの取り下げでもね、決議事項だったんで、同じ日ですから同じくしたのがいいのかなと思ったもんですから。

それと同じく3番の桑山の件で、

以前、畠だったんですよね。それが今度山林になりました。

これで山林・山林で、何で非農地証明が必要なのか。

これについて、ちょっと教えてください。

板橋主任

この土地も登記は山林、登記されてる土地になるんですけども、

先ほどと一緒に農地台帳上は畠として登録されていて、畠になっている、農地法上は畠として見ている土地になります。

今回、実際の状況としては山林らしいということで、今回の議案のとおり非農地証明願いが出されてきて確認したところ、山林だろうということで、議案として今回も山林という形にここは直させていただいているところですね。

確かに、議案書上山林・山林、農地じゃないからもう議案にする必要ないだろうかっていう意見があるかと思いましたので、一応備考欄の方に以前の現況地目は畠ですよってことで。

以前の現況地目っていうか一応、この議決がされるまでは一応農地法上は農地として扱われることになるということになると思います。

以上です。

宮山繁治
委員

まあ、わかりましたね。

そういうことだということですよね。

議長

以上です。

はい。あとご質疑がありますか。

ないようですので異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第22号 受付番号1番から6番を採決いたします。

議案第22号 受付番号1番から6番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第22号 受付番号1番から6番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、先ほどの議案20号の保留の件、1番について採決いたします。

議案第22号非農地証明の発行が許可されました。

そこで議案第20号 1番について原案通り許可することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。議案第20号 1番について原案どおり許可することに決しました。

次に、日程第4 報告第9号から第13号を、事務局より説明願います。

早瀬局長

市村補佐より説明させます。

市村補佐

私の方から報告第9号から報告第13号までを一括してご説明させていただきます。

初めに23ページをお開きください。

報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、

令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は3件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に26ページをお開き願います。

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、

令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。
届出件数は3件でございます。
これは市街化区域内における農地転用で、貸家住宅2件、貸駐車場1件の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に28ページをお開き願います。
報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、
令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。
届出件数は2件でございます。
これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅1件、住宅用地1件の専決処理を行ったものございます。

次に30ページをお願いいたします。
報告第12号 農地法第5条の制限除外について、
令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。
届出件数は1件でございます。
これは、茨城県が施行する養蚕橋架け替え工事に伴う転用で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に32ページをお願いいたします。
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、
令和6年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。
次のページをお願いいたします。
33ページから36ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、
10件でございます。
詳細の説明は省略させていただきます。

報告第9号から報告第13号までの説明は以上でございます。
よろしくお願ひいたします。

議長
只今、事務局より報告がありました。
報告第9号から第13号につきましては、報告でございますので、ご了承願
います。
以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。
これをもちまして令和6年度第3回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたし
ます。
委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年6月6日

議長

署名委員

署名委員